

○御前崎市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(平成 26 年 3 月 18 日告示第 50 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、御前崎市マスコットキャラクター「なみまる」及び「ふうちゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「キャラクター」とは、市が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン（別図）及びその展開デザインをいう。

(キャラクターの使用)

第 3 条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体が使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 御前崎市又は御前崎市教育委員会が共催若しくは後援する事業において使用するとき。
- (5) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 30 条に規定する私的使用の範囲内で使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の申請)

第 4 条 前条の承認を受けようとする者は、御前崎市マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用のおそれがあると認められる場合
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (6) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められる場合
- (7) その他市長が使用について不適當であると認めた場合

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、御前崎市マスコットキャラクター使用承認（不承認）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用者の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 商品等の完成後速やかに、当該商品等を市長に提出すること。ただし、提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 使用期間は、市長がその使用を承認した日から起算して2年を経過する日以降の最初の3月31日までとする。

2 使用期間の満了後に引き続きデザインを使用しようとする場合は、第4条の規定により申請し、再度承認を得なければならない。

(申請内容の変更)

第9条 使用者が申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、御前崎市マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、御前崎市マスコットキャラクター使用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者がこの告示及び承認の内容に違反していると認められるときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、キャラクターの使用承認取消しについてその理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 市長は、使用者が承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別図(第2条関係)

マスコットキャラクター基本図面デザイン

[別紙参照]

様式第 1 号(第 4 条関係)

御前崎市マスコットキャラクター使用承認申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

御前崎市マスコットキャラクター使用承認（不承認）通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 9 条関係)

御前崎市マスコットキャラクター使用変更申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

御前崎市マスコットキャラクター使用変更承認（不承認）通知書

[別紙参照]